四　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　○金融庁、厚生労働省　二四188三七

五　労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件　○金融庁、厚生労働省　二四188三八

六　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　○金融庁、厚生労働省　二四188四〇

七　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　○金融庁、農林水産省　二四188四〇

八　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二四188四二

九　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二四188四三

一〇　農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件　二四188四五

一一　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件　二四188四九

一二　漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件　二四188五〇

一三　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二四188五二

一四　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二四188五二

一五　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二四188五二

一五　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件　○こども家庭庁　二四188五三

一三　児童福祉法第十八条の二十の四第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項の一部を改正する件　五一

一四　児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者の一部を改正する件　五二

一五　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件　一二特39一

八　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件　○こども家庭庁、厚生労働省　一七特42一

九　補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件　○デジタル庁　三一193三五

九　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　○デジタル庁、総務省　三一五

一二　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令第三条第一号の規定に基づき基本データリストを定める告示の一部を改正する告示　七178三五

一三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する告示　二六190一

二九七　特定国外派遣組織を指定する件　○総務省　三一六

二九八　地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件　三四

二九九　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　五三

三〇〇　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　六177七

三〇一　政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件　六177八

三〇二　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　六177一三

三〇三　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　六177一三

三四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　三一五

三五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　○総務省　三一六